福祉保健関係部課長会議　会議録

１　日　時　令和４年８月１６日（火）午後１時３０分から午後２時４５分

２　場　所　愛知県自治センター４階　大会議室

３　当番市　　豊橋市

４　出席者　　愛知県…福祉局　高齢福祉課　地域包括ケア・認知症施策推進室
室長補佐　室長補佐　青井誠一郎
福祉局　福祉部　障害福祉課
課長補佐　石野知克
健康医療局　健康医務部　国民健康保険課
課長補佐 與語弘基
感染症対策局　感染症対策課　医療体制整備室
室長補佐　三浦冴子
福祉局　福祉部　地域福祉課
課長補佐　井上明
市…豊橋市　こども未来部　子育て支援課長　大林美依　始め５０名
市長会事務局…行政係長　梶浦稔　財政係長　瀧田崇司

５　内　容

(1)開　会　　市長会事務局　財政係長　瀧田崇司

(2)あいさつ　福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症施策推進室
室長補佐　青井誠一郎　始め５名

(3)議　題　（議長　豊橋市　こども未来部　子育て支援課長　大林美依）

【議長】

ただいまご紹介に預かりました豊橋市こども未来部子育て支援課の大林でございます。スムーズな会議の進行に努めてまいりたいと思いますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。では着座にて進めさせていただきます。

まず、議題の協議に入る前に進行方法について説明いたします。議題に対する各市の状況は、前もって配布していただいておりますので、各市の状況の発表はとり行わずに、議題ごとに、提案市の趣旨説明、その後、私からとりまとめ状況を簡単に説明いたします。その後、各市におかれましては、回答の補足説明等がある場合は補足説明をしていただきます。また、他の市の状況を確認したい場合につきましてはご質問等していただきまして、最終的に議題提案市に確認させていただいた後に、最後に愛知県の方からコメントをいただくという順番で進めさせていただきます。会議の方ですけれども、１時間程度、14 時

30 分ごろの終了を予定とし、進めさせていただきたいと思います。ただですね、活発な意見交換ということで、もしかすると 14 時 30 分を超えてしまうこともあるかと思いますので、その点ご了承ください。また、この会議につきましては、あくまでも要望の場ではなく、情報や意見交換の場として開催するものですので、みなさまからの活発な意見と情報共有をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議題に入らせていただきます。まずは、議題１在宅高齢者訪問理美容サービス事業について、提案市であります名古屋市さんより趣旨説明をお願いいたします。

議題1　在宅高齢者訪問理美容サービス事業について（名古屋市提出）

【名古屋市】

じゃあすみません、座ったままで説明させていただきます。名古屋市の健康福祉局高齢福祉課長の髙久と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議題１ということで、在宅高齢者の訪問理美容サービスにつきまして議題の方を提出させていただきました。要旨というところにございますように、名古屋市では令和２年 10 月からですね、各市さんでは結構歴史的な背景とかあってかなり昔からやってみえるんじゃないかというふうに思いますが、私共の方では実際、理容組合・美容組合から令和元年度に市長の方に要望等がございまして、このサービスを始めたという経緯がございます。これは当然国の補助とかございませんので、各市の市の単費でですね、行って、基準もそれぞれまちまちということだと思いますけど、私共、委託事業者、先ほど申しました理容組合・美容組合に事業を委託しておりまして、そちらの方から、各市で事業内容が異なるということ、たぶん何ですか境界というか、これは理美容に限らずいろんなところでですね、子どもの健診とか予防接種とかそういったところも同様の話だと思いますけれども、特にそういった所では、やはりちょっと離れた所で、すぐ近いのに隣の市っていうことで違う制度だというところでですね、何とか県の方で、愛知県下まとめることができないのかなというようなお話を頂戴したというところもございまして、決してこれをまとめるというのは難しいというか困難というのは重々承知しておるんですが、こういう機会がいただけたものですから、各市町村さんの状況を教えていただきたいと。ちなみに、私共名古屋市では令和２年 10 月からスタートということで先ほど申し上げましたが、コロナ禍ということもございまして、なかなかやっぱり利用者数がですね、伸び悩んでいる、新たに使いたくても、家の方に理容師さん・美容師さんを上げるとうことがなかなか抵抗があるとかですね、そういう事情があるんではないかというふうに考えております。そういったところで、例えば広報でですね、どういった工夫をされているかというようなことも併せて教えていただきたいということであげさせていただきました。

また、というところから２つめになりますが、こちらの方も理容師組合・美容師組合さんから要望がございまして、特にやはり都心部というかそういったところで、なかなか車が泊められなくて、駐禁貼られてしまったけど何とかな

らんかねというようなですね、そういったお話を頂戴しまして、皆さま方、各市町村さんの方に私共からいろいろ照会をかけさせていただいて、いろいろすみません、ご協力いただきましたが、愛知県警さんの方にお話をさせていただいたところ、やはり県警としては、名古屋市だけやるわけにはいかないと、県下統一でないといけないといったところで、各市町村さんのご協力を得ながらですね、令和４年１月からですね、一定の条件はございますので、ですけれど、道路上への駐車許可というのがやれるようになったと。ちょっと、回答等見させていただきますと、やはりなかなか煩雑というかですね、理容師さん美容師さんのいろいろな書類が必要だとか、市町村の証明が必要だとか、いろいろたいへんだということと、あと、介護だとか医療の訪問の場合はちゃんと制度化されてですね、一定期間、ある程度の期間ですね、そういう道路の駐車許可が発行されておるわけなんですが、これはあくまでも例外だということでですね、１回ごとのということで毎回毎回出さなきゃ道路上の駐車が下りないといったところもございまして、なかなか使い勝手が悪いよねということで、各市町村さんの意見の方でもそういったのを拝見しておりますので、これもなかなか難しいかなというところはございますが、そういった課題について併せてご教授くださいということでございます。

その他、３点目となりますが、いろいろこのサービス全体でですね、課題ですとか工夫していることがございましたらご回答いただきたいという趣旨でですね、今回議題を出させていただきました。私共の方の状況は、一覧表にまとめてございますように、65 歳以上の在宅の方ということで限っております。各市町村さんの回答を拝見させていただきますと、やはり在宅というところでかなり限っているという所も多く見受けられております。施設の方はやはり一定程度施設の方でですね、こういったサービスがですね、安価でですね、行われているということで、そちらの方はなかなかそこまではできないだろうということでですね、在宅の高齢者、ご家庭の方に訪問して理美容サービスを受けていただくといった制度をつくったものでございまして、私共名古屋市では、１年間で６回まで２か月おきに１回ずつですね、理美容サービスを受けていただくということで、その理美容代はもう 2,000 円ということでですね、これは理容組合さん美容組合さんの方で統一していただきまして、１回カット代とかそういうのは 2,000 円だよと。私共の方は、訪問に係る例えばいろんなその機材だとか、行って帰ってくるのにも時間がかかりますので、そういった実経費等を踏まえまして、１回あたり 3,500 円を助成するといったところで、それぞれの組合さんを通じてですね、請求をいただいてお支払する、といったしくみとなっております。すみません、長々となりましたがよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。では、本事業について私の方からとりまとめ状況の方を説明いたします。

本事業について実施市は 26 市、刈谷市さんについては社会福祉協議会が実施しているということでありました。実施市では、事業対象者も違いがありますし、利用者負担額や市負担額についても、大きく違うことが分かります。一定

の市では利用者の負担額はゼロ、無料ということで、市が全額負担ですね。それに対して、半額程度を補助しているところもございました。また、本事業の課題として、実施事業者の高齢化など担い手不足についても長くやられているところについてはあるのかなということも挙げられていましてわかりました。

その中で１点、私の方から確認させていただきます。豊明市さん、資料１－１の３ページの下から４つ目となりますが、事業対象者の記載が他市と違う回答となっておりますが、こちらについて実際に本事業を利用できる対象の方について、補足の説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

【豊明市】

申し訳ありません、担当課が異なりますので…

【議長】

わかりました。ちょっとほかの市さんと比べて回答が違うかなと思いますので、後ほど帰られてその辺確認していただいて、また市長会の方へご連絡いただいて差し替えていただければいいかなと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、その他、各市で補足説明等をしたい市がございましたら挙手をお願いします。特にございませんか。はい、では補足説明は特にないようですので…

【春日井市】

すみません

【議長】

はい、では春日井市さんお願いします。

【春日井市】

お願いします。着座ですみません。事前に瀧田さんの方から追加でのご質問いただきましたので、春日井の特徴はですね、資料１－１、１ページの中段あたりですが、県内で一番対象者が多いというか実績が年間で延べですが 3,706 名ということで一番多いということが特徴があったので、これについて少し追加で説明してほしいという質問がありました。

まずですね、なぜこれだけ利用者が多いかといいますと、申請は特にとってなくて、対象となる方に対して年６回ですね、市の方で自動で郵送させていただいています。春日井の場合は要介護３～５の方ということで、これも少し緩いかな、他の市町さんを見ると介護度４、５の方ですけど、春日井の場合は要介護３以上、3 以上の在宅の方に、２か月に１回、４、６、８、10、12、２月に、２か月分の理美容券を申請なく郵送しています。年間 16,000 人分を郵送しているということで、そのうち 3,700 人の方、ですので利用率は 23%いう形になっておりますので、郵送しても５人にひとりぐらいしか利用していただいていないという課題もあります。

市の助成額に 1,600 円～3,000 円と幅がある、これの理由についても説明してほしいということなんですが、春日井市はですね、理美容店、名古屋市さんからも説明がありましたが、当初ですね、組合加入している理髪所・美容所しか市は事業を委託、補助していなかったんですけれども、今は組合に加入していない所についてもこれが使える形にしてますので、お店の料金が異なるため、市の補助額上限を 3,300 円としているということで、料金が安い、整髪に「料が安いとこについては補助額が安くなるということで、幅を持っています。

また、名古屋市さんからも、それぞれ自治体独自に事業を進めてきておりまして、春日井市についてもですね、寝たきり、前身が、寝たきり老人理美容サービスということで、昭和 53 年から春日井市はスタートしています。当初は、理容所、組合加入の所しか認めていなかったのが、平成 12 年、介護保険が始まった時に、要介護認定者ということで、この時は、要介護１～５、今よりもっと緩いですね、方に対して補助の対象にしておりました。その後、当初は自己負担なく全額市の補助だったんですけども、平成16年に自己負担１回あたり700円というのを導入しました。その後、やはり対象者が介護度保険、どんどん利用者、認定者が増えていきますので、事業費も増加していく一方ということで、平成 21 年に介護度を現在の３以上の方にして対象者の適正化を図った、というような内容です。以上です。

【議長】

ありがとうございました。その他、これに対して何かご意見ございますか。では、名古屋市さんの方で特に伺ってみたい市等ございますでしょうか。

【名古屋市】

はい、すみません、名古屋市でございます。春日井市さん、すみません、お答えいただきまして誠にありがとうございます、細かに。

あともうひとつお尋ねしたいということでありますと、大府市さんの方に、先程駐車許可の関係でご回答いただいておりますが、理美容組合の方から、都度の申請は負担が大きいと、これは他の市町村さんでもそういったご回答が見受けられますが、ある程度まとめて申請できるということで、調整された経過ですとか、また、まとめて申請とはどういったことかということが、もしわかれば教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

【議長】

では、資料１－２の１ページの一番下、大府市さんお願いします。

【大府市】

はい、大府市高齢障がい支援課長小島です。ご質問の調整した経緯ですけれども、私共の方で駐停車許可のしくみを理美容組合の代表者の方と調整したところ、やはり、都度の申請とか書類が多いのはかなり煩雑なので改善してほしいというお話をいただきましたので、所轄の警察署の担当者の方に問い合わせをしたところ、あらかじめ予約が決まっているのであれば、例えば３か月とか、

まとめて申請してもらっても構わないというご回答はいただいたところです。ただ、その担当者曰くですけれど、まとめて申請するということよりも、かなり駐車許可の対象となる場所の方が限られるもんですから、そこを確認して申請してほしいというお話でした。その旨、理美容組合の方にもお話したんですけども、やはりどうしても書類等が多いので、実際には実績はゼロというところになります。

【議長】
ありがとうございました。名古屋市さん、いかがでしょうか。

【名古屋市】
ありがとうございます。今お話がございましたように、ある程度、所轄の警察署さんで多少は何ていうんでしょうか幅みたいなところは少し融通が利くということも少しはあるのかなあと。ただ、愛知県警本部の方は、県下統一の制度なのでということで厳しく言われているところがございますので、また、こういった情報を、わかったらまたこちらの方からもお尋ねしたり、逆に私共の方にお尋ねいただいたりということでお願いできたらと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

【議長】
ありがとうございました。ではこの件につきまして、他の市で質問等よろしいでしょうか。はい、春日井市さん、お願いします。

【春日井市】
春日井市地域福祉課の長坂です。名古屋市さんの方から駐車スペースの課題のことがありましたので、これは春日井市の取組の情報提供ですが、この理美容サービスに限らずですね、訪問介護とか訪問看護、また往診ですね、春日井にはニュータウンがありますので、ニュータウン地区は駐車場がないということで、患者さんの家の近くに泊められない、駐禁とられる、みたいなことがあったもんですから、春日井は確か平成 30 年にハートフルパーキングという事業をスタートさせました。簡単に言いますと、民間の個人の方またお店の、昼間使っていない駐車場を事前に登録していただいて、ヘルパーさんとか看護師さん、往診される方が使うというものです。インターネット上のサイトを開設するだけで、あとは事前に協力いただける方を募ってですね、市内に今 400 か所くらいですかね、駐車場を提供いただいています。そういうことをすることによって、提供される個人の方も、お医者さんとか看護師さん、ヘルパーさんが、遠くに泊めて訪問してくれるより、自分の空いてる駐車場を提供して、あ、自分も何か役立っているな、ということで、それこそ地域共生社会のひとつかな、要は、市民の方とプロの方を結びつけるという形で、ハートフルパーキング事業を実施しております。隣の小牧市さんも似たような取り組みをされているというふうに聞いております。以上です。それで理美容組合さんも使えるということになっております。

【議長】
ありがとうございました。同じような取組で何か参考になればということで意見交換等ございますでしょうか。
はい、では私の方から、お答えできるようでしたら、資料の１－２の１ページの３番目のところに課題や工夫している点のところで、下から４つ目の稲沢市さん、業者選定方法について他市の状況を伺いたいとあります、この場でご意見をいただきたいとありますが、特に伺いたい市などありますでしょうか。

【稲沢市】
質問したい市というのはないんですけれども、うちはそこに書いてあるように、複数業者、今年度で言うと 23 業者の方に入札していただいて、最低賃金のところを選んで、その最低賃金でやっていただけますかということを他の 22 業者にあたってですね、ＯＫですということで言われまして、現在 23 業者と契約しているんですけれども、皆さま方のところはどういった契約方法でやられているのかなと思いまして、こちらの方に書かさせていただきました。以上です。

【議長】
ありがとうございます。業者選定でということで、どこかこれに対してこんなことをやっていますよというようなのが、すみませんざっくりしていますけど、どこか言っていただけるようなところはございますでしょうか。難しいですかね。何かいい資料がございましたら、また戻られてからでも結構ですので情報提供ということでお知らせいただければありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
それでは、他の市で質問等特にございませんでしょうか。特にないようですので、県の方からこの議題についてコメント等あるようでしたらご発言をお願いいたします。

【愛知県】
高齢福祉課の青井です。訪問理美容サービス事業に関しましては、昨年 11 月現在で、町村も含めますと、県内 31 市町において取り組まれていると認識しております。ご承知の通りこの事業は、三位一体の改革によりまして、過去に国庫補助金等から一般財源化された事業のうちのひとつとなっております。三位一体の改革の主旨が、地方分権の理念を踏まえて地方の自主財源を充実し、地方の創意工夫と責任に基づく政策決定を進め真の自立を目指すものであるということを踏まえますと、各市町村におかれては、地域の実情に応じた制度設計を柔軟に行っていただければと考えております。以上です。

【議長】
ありがとうございました。では、議題１につきましては以上とさせていただきます。
続きまして議題２日常生活用具給付等事業の見直しについて、提案市であり

ます半田市さんより趣旨説明をお願いいたします。

議題2　日常生活用具給付等事業の見直しについて（半田市提出）

【半田市】

はい、半田市福祉部地域福祉課長の杉江慎二です、よろしくお願いいたします。議題の２につきましては、障害者等の日常生活用具の給付事業についてお聞きをしております。

本市では、皆さんご存じかも知れませんが、日常生活用具にはいろんな品目がございまして、その中でそれぞれ耐用年数というのが決められております。例えば５年であったり 10 年であったり、そういった場合に、耐用年数内で更新ができるかということを単純に今回お聞きしたいと思っております。私共半田市の要綱では、耐用年数内での更新できるようなパターンというのは天災や盗難により修理不能または使用が困難になった場合を除き、というふうになっております。これについて、障害者団体の方からですね、天災とか盗難以外、例えばよくあるのが突発的に何らかの理由もなく普通に使ってたのに突然壊れました、修理不能です、といった時には、これ本人に過失はないんですけど、半田市では出ませんとなっておりまして、おかしいんじゃないですかと障害者団体の方からちょっと聞かれておりまして、それをちょっと見直したいという考えがございます。その中で、皆さまの市がどのような運用をされているのかというところをお聞きしたくて、今回質問させていただきました。今回の質問、７つほど質問して、まずわかりづらかったかなということをお詫びしたいということと、一宮市さんと刈谷市さんからはですね、添付資料をいただいておりましたので、これにつきましては重ねてお礼を申し上げたいと思います。要旨説明は以上です。

【議長】

ありがとうございました。本事業につきましては、既に給付を受けている用具の耐用年数内での再給付の規定について、あると回答された市では、本人の過失によらず修理不能となった場合が多く挙げられていたかなと思います。また、その確認方法については、専門的な立場からの証明等が多く挙げられたかとも思います。半田市さんの説明を受けまして、補足説明したい市がございましたら挙手をお願いします。

はい、では特にないようですので、こちらにつきまして、半田市さんの方で各市のご回答を見ていただいて特に伺ってみたい市がございますでしょうか。

【半田市】

２点ほどお願いしたいと思います。まず１点目につきましては、資料２の２の再給付を実施しているというところ、（３）ですが、そこで実施しているに①を選んでいただきまして、その後修理不能、（４）の回答のところですが、修理不能の確認方法について、例えば、ごめんなさい、ちょっとざっといくつか申し上げますと、津島市さんであったり、小牧市さん、稲沢市さん、東海市さん、

知立市さん、岩倉市さん、長久手市さんかなと思うんですけど、申請者とか事業者の聴き取りで確認をするよ、というようなことをおっしゃっていただいておるんですけど、ちょっとここで、もし担当課長さんがおみえでない場合もあるので個別にお聞きできないかなとも思うんですけど、聞き取りというのは、本当に聞き取り、電話だとか聞き取りででそれを信用されているのかどうかというのを、もし即答していただけるのであれば、今言った市町さん、答えられる範囲でお答えいただきたいなと思います。

【議長】
はい、では聞き取りをしている市町ですね。これについて回答できる市の方はいらっしゃいますか。お願いします。

【半田市】
要するに、証明書なりを取らないんですかということです。逆に言うと。

【東海市】
東海市社会福祉課長の岸本でございます。よろしくお願いします。一応ヒアリングという状況確認ということで、申請書自体は出していただくとか見積書を取っていただくとか、そういうことは事前に行っております。最終的に出来上がりの物自体も、こういったものが、という形で請求書なりの添付だとか、中には写真を付けてくださる方もみえるんですけれども、そういった形で確認の方を取っているということでございます。

【議長】
ありがとうございました。高浜市さん、動作確認を行うというのは…

【高浜市】
はい、高浜市です。基本、動作確認ができるものはさせていただくという趣旨の回答でございます。実際、全部動作確認しているかというとそうではないです。

【議長】
動作確認をした後に、書類等必要であれば提出していただいたりすることもある？動作確認だけで？

【高浜市】
そうですね、修理不能ということがわかれば。

【議長】
ありがとうございました。半田市さん、いかがでしょうか。

【半田市】

すみません、もう 1 点はですね、ごめんなさい、先ほど冒頭、私がちょっと質問、１～７である程度関連性があって１～３というのがつながってるんですけれども、高浜市さんと豊明市さんに念のための確認でございます。

１点目の私が最初の質問で２－１になるんですけれども、２－１でそもそも再支給の規定がありますかというところで、おそらく２市さんはありませんよというふうにご回答いただいているんです。ですが、２－２の方でのご回答の（３）のご回答は、再支給は実施しておりますよと。今のまさに動作確認していますよとか、豊明市さんは口頭で聞き取りということも書いていただいておりますので、最初の①は規定はあるということでよろしかったでしょうか。ちょっとその辺が、こちらの質問の意図がわかりづらく申し訳なかったんですけれども、担当課長さんであったりしてご回答ご確認できればと思っております。

【議長】

はい、じゃあまず高浜市さん、いかがでしょうか。

【高浜市】

はい、高浜市です。記載は当然あるんですけれども、やむを得ない事由というところまでの記載はございません。ただ運用上、実際、障害者の方が困ってますので、修理不能というのが明らかになればですね、給付を、再給付をしているということでございます。

【議長】

ありがとうございました。では、続きまして豊明市さん。

【豊明市】

はい、豊明市でございます。豊明市も先ほどのご回答と同じように、やむを得ない事由等によるという規定はございませんが、支給可という規定はございます。それと、豊明市も、修理不能の確認方法についてということで聞き取り等行っておりますが、必要に応じて登録業者から証明書を出させたりですとか動作確認ができるものはしたりですとか、可能な範囲での確認を行っております。以上です。

【議長】

ありがとうございました。それでは半田市さん、いかがでしょうか。

【半田市】

すみません、２市さん、ありがとうございました。あと最後、質問ではございません、これで終わりにします。お願いなんですけど、これ（３）で再支給を実施しているというところでご回答いただいた市に対してですけれども、またこれ後日、私共の担当者から、もし再支給の枠でどのくらいの品目を年間出しているのかとか、いわゆるそういったものをお聞きしたいと思っております。これは令和５年度の予算計上にあたっての参考資料等にしたいということです

ので、再給付の枠内というか再給付で、例えば令和３年度が何件あって予算はこれくらいだよとか、簡単で結構ですので、電話等で、メールで、問合せさせていただきたいと思っておりますので、もし担当から連絡がございましたら、ぜひご協力いただきたいと思っております。以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。半田市さんの方から直接また質問させていただきますということですので、皆さん関係課の方にそのようにお伝えいただきまして、ご対応いただけますようお願いいたします。ではその他、質問等何かございますでしょうか。

はい、では特にないようですので、県の方からこの議題についてコメントをいただきたいと思います。

【愛知県】

日常生活用具の給付等の事業である地域生活支援事業は、前提としてある、障害のある人が個人の尊厳としてふさわしい自立した日常生活または社会生活を安心して営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に合わせた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するためのものであります。

そこで、県が行う事業や、今回の日常生活用具の給付のように、市町村が行う事業を分担して実施していくことになりますが、国の日常生活給付事業の実施要領でも、耐用年数を勘案して再支給することとなっていますが、一方で、修理不能により使用が困難な場合は、耐用年数前でも再支給できる趣旨が示されております。

今回、各自治体の例を参考にしていただいて、いろいろ規定を整備するのか、見直すのか、やたらめったら出してくださいという国の趣旨でもないものですから、利用者の過失を確認するのか、動作確認するだとか、いろいろ各自治体で確認方法があるかと思いますので、それで相手方のことも考えた上で、給付等していただければよろしいのではないかと思っております。以上です。

【議長】

ありがとうございました。では議題２につきましては以上とさせていただきます。

続きまして議題３「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」推進に係る事業者への相談・報告体制について、提案市であります碧南市さんより趣旨説明をお願いいたします。

議題3　高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」推進に係る事業者への相談・報告体制について（碧南市提出）

【碧南市】

碧南市健康推進部国保年金課長の石川と申します。議題３高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施としまして、こちらにつきまして令和６年度までに

実施するよう求められているという事業でございます。
碧南市におきましては、令和６年度からの実施ということで準備を進めておりまして、関係課などと協議を進めているんですけれど、その中で、検討課題ということでですね、本市においては保険事業関係者、例えば医師会などですとか介護関係事業者、こういった方たちが一堂に会するような会議体がない、という状況でございます。それぞれの関係者に対して個別に事業の進め方を相談・報告していくのか、それとも、新しく両関係者が一堂に会する会議体を設けていくのかというようなことが課題として出てまいりました。つきましては、各市が事業関係者へ相談・報告をどのように行っているのか、また行う予定でいらっしゃるのかを教えていただきたく、議題とさせていただきました。なお、この事業関係者という表現がちょっとやや曖昧で、回答にあたってご確認の連絡をいくつかいただいたということがありまして、お手数をおかけいたしました。ありがとうございました。

【議長】
ありがとうございました。本議題につきましては、既に実施している市、現在検討中の市がございますが、会議体については、新たに関係者が一堂に会する会議体を作るというよりは、既存の会議体を活用したり、関係課との会議や打ち合わせをもとに、事業関係者へは別の場で報告、相談を行っているという回答が多かったかと思います。各市でご回答をいただいていることろではございますが、補足説明等したい市がありましたら挙手をお願いします。
よろしいでしょうか。では碧南市さんの方で、回答を持ちまして特に伺ってみたい市がございましたらお願いします。

【碧南市】
はい、では１点、小牧市さん、お願いしたいのですが、今回一堂に集う協議会に諮っているということでご回答、併せて資料もご提供いただきありがとうございました。それでですね、小牧市さんの方では、この資料をご提供いただいた組織、小牧市民健康づくり協議会ということですけれども、こちらは一体的事業のために新たに作った組織なのかどうかというところ、もしわかりましたらお願いします。

【議長】
では、小牧市さんお願いします。

【小牧市】
はい、小牧市の西島と申します、よろしくお願いします。所管でないものですから認識になりますけれども、これは以前からあった会議で、一体的な事業、一体実施のために作られたものではありません。よろしいでしょうか。健康づくり推進協議会という形で過去からあったものとなっております。

【議長】
ありがとうございました。碧南市さん、いかがでしょうか。

【碧南市】
はい、ありがとうございます。こちらからは以上で結構です。

【議長】
ありがとうございました。こちらの事業につきましては令和６年度までに一体的に実施するよう求められているということです。現在実施している市等で何かアドバイス、意見等あるようでしたら、せっかくの機会ですのでご意見ないでしょうか。
ないようですね。もしどこかの市で気になる点がありましたら、また直接ということもあるかと思いますのでよろしくお願いいたします。では、こちらの議題につきまして、県の方からコメントをいただきたいと思います。

【愛知県】
国民健康保険課の與語といいます、座ってお話します。一体的実施を進めるにあたってはですね、庁内での連携体制まず確立するということは非常に重要なことでございますので、関係課が定期的に集まってですね、情報の共有や方向性の確認であったり、あと役割分担の整理だったり主担当課の調整を行うなどのですね、協議を行うというのはですね、これは広域連合にも確認したところなんですけれども、多くの市町村で取り組んでいるというような状況です。
県としましてはですね、高齢者の医療の確保に関する法律においてですね、都道府県は後期高齢者広域連合または市町村に対してですね、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように必要な助言及び適切な援助をするものとする、ということがうたわれております。これを踏まえましてですね、広域連合や市町村における一体的実施の取組がですね、着実に進められるようにですね、課題の把握に努めましてですね、適切な支援を実施することができるように努めてまいりたいと思っております。
まず、当課が実施している支援についてなんですけれど、昨年度に引き続きまして、医療専門職を対象とした研修会をですね、9 月 30 日に開催しましてですね、有識者による講演会であったりグループワークを行う予定でございます。また、令和６年度までにですね、全市町村で一体的実施を目指しておりますので、今後、広域連合と一緒に、未実施市町村などへのヒアリングをですね、広域連合と一緒に行いましてですね、市町村の関係課の方とですね、事業の必要性について、情報であったり課題の共有を図りましてですね、必要に応じてですね、先進事例の紹介を行うなどですね、体制整備に向けた支援を行っていきたいと考えております。
さらに、国保と後期高齢者医療保険者の医療費や介護データを対象にした分析を行いましてですね、市町村の健康課題の抽出を支援してまいりたいと思っております。今後とも、一体的実施の県全体の進捗を把握しましてですね、市町村ごとの課題に沿った支援を行うよう進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。
介護予防を所管しております高齢福祉課からもコメントを申し上げます。県庁では、一体的実施につきましては、後期高齢者医療を所管する国民健康保険課と、高

齢者の介護予防を所管する高齢福祉課が連携しながら、市町村への支援を行っております。高齢福祉課が行っている支援としましては、市町村職員及び地域包括支援センター職員とを対象として実施しております地域包括支援センター職員研修事業におきまして、令和４年８月に高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施をテーマとした研修を開催し、介護予防の観点から見た一体実施に求められる役割や取組内容、関係機関との連携ノウハウなどについて紹介することで、市町村職員等の一体的実施に関する理解促進を図っております。

また、現在構想中ですが、来年度から公益社団法人愛知県理学療法士会をはじめとする職能団体と連携し、リハ職による市町村の一体定期実施体制整備に向けた支援も検討しております。具体的には、市町村が開催する地域ケア会議の場を活用して、アドバイザーとしてリハ職を県が派遣し、市町村の保健、介護の両部局の関係者と連携しながら、一体実施に係る体制整備に向けた技術的助言・指導を行うような事業が組めないかということを想定しております。高齢福祉課としましては、研修による関係職員の資質向上及び専門職の派遣による実施体制整備等を通して、今後も市町村の一体実施推進に向けた支援を行っていきたいと考えております。以上です。

【議長】

ありがとうございました。では議題３につきましては以上とさせていただきます。

続きまして議題４になります。帯状疱疹ワクチンの接種について、提案市であります西尾市さんより趣旨説明をお願いいたします。

議題4　帯状疱疹ワクチンの接種について（西尾市提出）

【西尾市】

はい、西尾市健康福祉部の酒井と申します、よろしくお願いいたします。西尾市からは、帯状疱疹ワクチン接種の取組状況についてお尋ねさせていただきました。

まずこの帯状疱疹についてなんですが、ご存知の方もいらっしゃると思いますけれども、水疱ですとか帯状疱疹ウイルスによって引き起こされる感染症ということですが、別名水疱瘡というふうに呼ばれまして、多くの場合は子どもの頃に発症し、一週間程度で治まるものと言われております。しかし、治癒後もウイルスは体内の神経質に潜伏し、加齢やストレス、過労などが原因となってウイルスに対する免疫力が低下すると、その潜伏していたウイルスが再活性化し、神経を伝わり皮膚に到達して痛みを伴う発疹を生じるというものになっております。結構中高年世代にこの発症が多いのではないかなと、実は私も経験をしておりますが、人によっては後遺症を残すこともあるのと、これ、発症した時の心身の苦痛も結構伴うものですから、日常生活への支障も大きいものと考えられております。その予防策としましてはワクチン接種というのがあって、接種による予防効果は 90%と言われているそうです。まあそういったことから、ワクチン接種が望ましいと思われるんですが、現在はあくまでも任意接種ということになっていて、国等からの助成はないということでございます。

近頃、この帯状疱疹ワクチン接種を推奨するテレビＣＭが放送されているそうで、関心が高まっていることですとか、また西尾市でも先日６月議会がそうだったんですけれども、議会の一般質問で議員の方から、この帯状疱疹ワクチンの効果ですとか接種の助成の取組について議員の方から質問されるということもございますし、この４月以降ですね、市民からの問合せも増えている状況ですので、今後どのようにしていったらいいか、大変費用もかかるものですし、任意接種ということで強制でもないもんですから、どういう考え方をしていったらいいかと、今いろいろと考えているところです。そこで、各市の皆さまの考え方をぜひお聞きしたいと思って出させていただきました。よろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。こちらの帯状疱疹ワクチンにつきましては、任意接種であるということもありまして、この助成を行っている市というのが現在５市、来年度実施に向けて予算化を検討している市が４市というところでした。任意接種ということもありまして、県内各市の状況や国の動向を注視していくというような回答になっているかなと思いますが、補足説明したい市がございましたら挙手をお願いします。

はい、田原市さんお願いします。

【田原市】

田原市でございます。申し訳ございませんが、本日資料４として机上に配付させていただいておりますが、田原市が回答したものにつきましては、担当課が検討案の段階で、まだ市の内部での合意をとっていないものが回答として出ましたので、本日、資料４差し替えということでお配りさせていただきました。田原市につきましては、２ページ、裏面の２ページ上から４つ目になります。一応来年度の予算化に向けて接種費用の助成を検討段階ということで、先にお配りしたものは担当課案の段階ということでご理解いただきたいと思います。

【議長】

ありがとうございました。その他補足説明等ございますでしょうか。

では、こちらにつきまして、西尾市さんの方から特に聞いてみたい市等がございましたらお願いします。

【西尾市】

はい、すみません。実施しているという回答をしていただきました名古屋市さんと刈谷市さんと大府市さんにちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。１つはですね、実施するに至ったきっかけがどのようなものであったかということですとか、あと対象者と、それから助成額ですね、刈谷市さんはご回答いただいてますけども、あと名古屋市さんについては令和３年度の実績を教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【議長】

はい、では上から順番に名古屋市さんの方からお願いしたいと思います。わかる範囲でお願いいたします

【名古屋市】
名古屋市感染症対策室長の志水と申します。よろしくお願いいたします。まずきっかけですが、ご存知の方もいらっしゃるかと思うんですが、うちの市長の公約の方に予防医療の推進というのがございまして、積極的に任意接種の方も取り入れている状況です。推進とともに、国の方においても定期接種化の方が進められているものであったということをきっかけに導入したものとなります。
対象者ですが、名古屋市に住民票があって、あと接種日において満 50 歳以上の方を対象とさせていただいております。助成額ですが、こちらですね、ワクチンが２種類ございまして、まず生ワクチンのビケンの方ですね、１回接種というものになりまして、自己負担額が 4,000 円ということで、約半額を負担していただく、１/２負担という考え方で、実際助成している額といいますと、自己負担ありの方についての助成額で、ビケンの方は 4,303 円助成しております。不活化ワクチンの方ですね、シングリックスというものですが、こちらの方は２回接種となっております。で、１回あたりの自己負担額として 10,800 円。あと、令和３年度の実績となりますが、令和３年度はですね、ビケンの方が 5,601 名、シングリックスの方が、1 回受けた方の数ですが、9,201 ということで、合わせて 14,622 が実績となります。以上です。

【議長】
ありがとうございました。続きまして刈谷市さん。

【刈谷市】
はい、刈谷市です。刈谷市が始めたきっかけは、名古屋市さんが始めたことを受けてですね、刈谷市でもやっていこうということになりました。あと助成額 3,000 円ということなんですけど、これ今、費用からしてちょっと金額、補助額が低いんですけど、帯状疱疹より前に高齢者の肺炎球菌予防接種にも補助を行っておりまして、こちらの方と同額にしたという経緯がございます。ちょっとこれ、今お話のありましたビケンというのは 8,000 円、シングリックスというのは 40,000 円くらいかかるのに対して補助額が安いので、上げることも考えていきたいなと思ってるんですけれども、始めたばっかりでですね、既に 3,000 円で打ってしまった方がそこそこいるもんですから、なかなかすぐには上げにくいという状況でございます。以上です。

【議長】
ありがとうございます。続きまして大府市さん。

【大府市】
はい、大府市高齢障がい支援課小島です。すみません、担当課ではないので

細かい経緯等ごめんなさい、わかりませんが、対象者は、接種日において住民登録のある 50 歳以上の方、助成金額につきましては、１人１回限りで 3,000 円の助成を行っております。以上です。

【議長】
ありがとうございました。西尾市さん。

【西尾市】
はい、それぞれたいへんありがとうございました。また参考にさせていただきます。

【議長】
ありがとうございます。その他、特にこれから実施しようと思われている各市さん、また実施していない市でも結構ですけれども、これについて何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、なかなか任意接種のものですので、やられている自治体も少ないかなと思いますけれども、こういったものも参考にしながら進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
それでは、この議題につきまして県の方からコメントをお願いします。三浦様お願いします。

【愛知県】
はい。帯状疱疹につきましてはですね、感染症発生動向調査で対象とされております届出疾患にはなっておりませんので、患者数の把握が難しいというところがあるかと思います。接種対象者の規模感が掴みにくくなりますし、また、ワクチンの効果を測りにくいという側面はあろうかと思いますが、予防のために使用できるこういったワクチンがございますし、効果も十分に期待ができるものでありますので、必要とされておられる方に広く接種していただけるとよいと考えております。
県としましてはですね、帯状疱疹という疾患自体について、またですね、この帯状疱疹がワクチンによって予防可能であることについて、情報発信の方を行っていくことを検討しております。またですね、皆さま方と同じなんですけど、引き続き国の定期接種化に向けた検討状況を注視していきたいと考えております。

【議長】
ありがとうございました。議題４につきましては以上とさせていただきます。
最後となります議題５重層的支援体制整備事業での関係機関連携について、提案市であります犬山市さんより趣旨説明をお願いいたします。

議題5　重層的支援体制整備事業での関係機関連携について（犬山市提出）

【犬山市】

はい、犬山市福祉課の水野といいます、よろしくお願いします。犬山市として提出した議題５について要旨説明をさせていただきます。

事前に提出した資料にも記載させていただきましたが、社会福祉法の改正により重層的支援体制の整備事業が創設され、重層的支援体制整備事業を実施する時は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めることとされています。

当市では、連携に向けたプランでは、複合化・複雑化した事例に対応できるよう多機関協働、訪問相談を継続的に行うアウトリーチ型の支援事業、本人のニーズを丁寧にアセスメントした上で社会とのつながりをつくるための支援を行う参加支援事業のプランを想定しています。よって、令和５年度からの重層的支援体制整備事業の実施に向けて、計画の策定はもとより福祉総合相談窓口をこの４月から福祉課内に開設し、取組を始めたところです。ちなみに福祉総合相談窓口でこの４月から取り扱った相談件数は、延べで 178 件、ケースとしては 135 件で、ケースのうち多機関協働として取り扱うケースは 28 件となっています。また、現時点では、多機関協働の支援会議は健康福祉部内の各担当者及び障害機関センターの職員、社会福祉協議会の職員が集まって、定期開催としては月１回、重大かつ速やかな支援が必要な案件については随時開催しています。ただし、多機関協働においては、適正なアセスメントを行い目指す方向を決定し、役割分担を誰がどう担っていくか、また支援の進捗確認はどう行っていくかが課題となっています。現時点では、伴走支援の進捗確認や相談のコーディネートは、福祉総合相談窓口を設置している福祉課が担っている現状であります。

つきましては、当市においてまだこれから支援がはじまったばかりということもあって、各市において重層的支援体制整備における連携に伴うプランはどのように立案していくのか、連携会議はどのような形態をとっているのか、支援状況の確認はどうしているのか、ということをお伝えいただきたく、本議案を提案いたしました。以上です。

【議長】

ありがとうございました。こちらの重層的支援体制整備事業につきましては、社会福祉法において、包括的な支援体制整備に市町村が努めなければならないと規定されたことにより、県内の各市におかれましても状況は様々であることが、この回答によってわかってまいりました。既に実施している市、実施に向けて検討を進めている市、現時点では実施していない市と様々でした。本事業の実施に向けては、その実施している事業であったりとか、相談体制を持っている各課、他部局ですね、連携が多く多岐にわたることになっております。各市においても様々な課題があるかと思いますが、各市でご回答をいただいていることろではございますが、補足説明、ご意見等ありましたら挙手でお願いします。

いかがでしょうか。特にございませんか。では犬山市さんの方で特に伺ってみたい市がございましたらお願いいたします。

【犬山市】

はい、すみません、３市ににそれぞれについてお伺いしたいのですが、まず

初めに高浜市さんの方に、先進都市として重層的支援体制整備事業を実施していますが、中心的な旗振り役を担っている福祉まるごと相談グループの組織体制、多機関との調整を図る上での権限等役割についてご教授いただきたいと思います。

【議長】
はい、では高浜市さんお願いします。

【高浜市】
はい、高浜市です。高浜市では、重層的支援体制整備事業ということで計画策定もしておりませんし事業もやっておりませんが、ご質問の組織体制等につきましてはお答えさせていただきます。
福祉まるごと相談グループの業務ですが、福祉に関する相談及び支援の総合調整に関すること、地域包括ケア・地域包括支援センターに関すること、児童福祉に関することえお定めまして、市直営の地域包括支援センターと家庭児童相談室、権利擁護支援センターを所管してございます。職員配置でございますが、正規職員 11 名と会計年度任用職員４名の計 15 名を配置いたしまして、福祉相談の入り口としての役割を担っているところでございます。また、複合的な課題を抱える方や制度の狭間の課題を抱える方に対しても、支援コーディネーターの役割を担いまして多機関との連携に努めていますが、調整を図る上での権限につきましては特段の定めはございません。以上です。

【議長】
ありがとうございました。犬山市さん、いかがでしょうか。

【犬山市】
多岐にわたるので、やはり実際連携していく上でどれほど、どこの市町村でも同じだと思うんですけど、権限が必要というか、どこでもそれぞれ担当はしっかりやるんですけどその部分だけで終わってしまうというところで、連携していく上での本当に重要な部分をどういう形で進めているのかというところが、これから進めていく上で聞きたいところです。

【議長】
はい、その他どこか聞きたい市はございますか。大丈夫ですか。この今の犬山市さんの意見をもとに、どこかご意見いただけないでしょうか。
はい、ありがとうございます、春日井市さんお願いいたします。

【春日井市】
はい、春日井市はこの４月、令和４年度から重層事業をスタートしました。
犬山市さんが課題とされている連携ですね、連携で、２つ連携があると思うんですが、役所の中、庁内の連携と、役所の外、庁外の連携、２つあると思います。で、先ほど権限という話ですけども、あまり権限を意識しない方がいい

かなというふうに思ってます。それはなぜかというと、そもそもこの重層的支援体制整備事業というのは社会福祉法で規定されていることなので、ある意味それぞれの、例えば介護保険課だったら介護保険法でもう包括支援センターを所管していたりとか、障害福祉の方だと総合支援法で障害者の相談をやってたりとそれぞれの所管課があるので、いかにこの所管課えお巻き込んでやっていけるかなということで、私は、役所の中の連携が、極めてなかなか、やっぱりどうしても自分もそうですけども自分の管理している所管の制度から物事を考えてしまうものですから、役所の中の連携は難しい。その際に、コツとしては、役所の外をいかに巻き込むかということで、地域の方ですね、巻き込むことによって役所の中連携が、そういった壁みたいなのが越えやすくなるのかなというふうに思いますので、例えば地域福祉計画であったりとか役所の外の既存の住民の方とか関係団体の方が入っている、先ほど保健事業の一体化でもありましたが、既存の会議をいかにうまく使うかということが、連携上のポイントかなというふうに思います。以上です。

【議長】
ありがとうございました。犬山市さん。

【犬山市】
ありがとうございました。

【議長】
豊橋市も進めているところですけど、やはりそれぞれの相談機関によるそれぞれの会議体ですとかがありますので、そこがいかにやはり連携してやっていくかということが重要かなと思っておりますので、横のつながりというか、そこをしっかりとどういう関係性をつくっていくのかが重要かなと思いながら進めていっているところでございますので、どこの市町もそういう状況かなと思います。
それ以外、特にございますでしょうか。ご意見等ありましたら、せっかくの機会ですのでいかがでしょうか。よろしかったでしょうか。はい、ではこちらにつきまして、県の方からご意見をお願いします。

【愛知県】
はい、地域福祉課の井上です。やっぱり重層的支援体制整備事業については、所管が多岐にわたるものですから、先ほどのご意見等でもありましたけれども、全ての事業を理解、1つの所属で理解することは難しいのではないかと、単独の所属で全て行えるものではないというふうに認識をしております。そのためですね、理念はおそらくそれぞれの所属でもわかっていただけるんですけど、なかなか実際の動きとして至らないとことがあるのではないかというふうに思います。そのため、積極的な、先ほどありました既存の会議との連携もありますし、そこへの積極的な重層についての情報発信が重要ではないかと考えております。
県としましてもですね、基本的にいろいろアンケートとかでも聞いてみると、重

層を社協さんと協力、協働しながらやってるところも結構多いため、今年度は県社協と合同でですね、９月に重層的支援体制整備事業の研修を、社協職員と市の職員を対象にしたものを９月に実施することで案内をさせておりますので、積極的にご参加いただけたらと思います。以上です。

【議長】

ありがとうございました。では議題５につきましては以上とさせていただきます。

続きまして議題６その他に入らせていただきます。せっかくの機会ですので、この会全体を通しまして何かご意見・ご質問等ございましたら挙手でお願いします。

よろしいでしょうか。はい、では特にないようですので、続いて次第の４、次年度当番市の決定に入ります。次年度の当番市について、事務局から説明をお願いします。

（4）次年度当番市の決定

【事務局】

それでは、次年度の当番市についてでございますが、市制施行順によりまして、議長当番市は、岡崎市さんにお願いすることとなります。

岡崎市 福祉部 長寿課 中根課長様、どうぞよろしくお願いをいたします。事務局からは以上です。

【議長】

ありがとうございました。以上を持ちまして、私の議長としての役割を終わらせていただきます。時間の方、超過してしまいましたが、皆さまのご協力により、スムーズな会議進行に加え活発な意見等いただきました。ありがとうございました。

では、これで終了となります。

（5） 閉 会　　午後２時４５分